



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランス初期社会主義と信用改革:「金融封建制」をめぐって
Author(s)	佐藤, 茂行
Citation	北海道大學 經濟學研究, 28(1), 207-227
Issue Date	1978-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31411
Type	departmental bulletin paper
File Information	28(1)_P207-227.pdf



フランス初期社会主義と信用改革

——「金融封建制」をめぐって——

佐藤 茂 行

7月王政期がフランス産業革命の展開期であり、かつこの時期の生産力の発展を主導した製鉄・石炭・鉄道・綿業部門の上層企業集団を金融的に支えたのがオート・バンクと呼ばれる「金融貴族」であることは知られている。これらの銀行家たちは、集中した社会的資金を、以上の一部大企業への株式投資のほか国公債・貿易の独占のためにもっぱら投資していた。

かれらはまたフランス銀行を独占的に掌握して、手形割引業務の制限と系列支配を通じて高利子率を維持し、ここから7月王政期には10～15%というおそろべき高利機構が存在したといわれる。この結果、一般中小産業資本の活動に必要な銀行信用、すなわち商業手形の低利割引による短期信用は発展をいちじるしく阻げられ、一般企業者の間の信用・資金不足は恒常化するに至った。明らかにこの状態はひとつの金融構造の結果に他ならなかった。こうしたオート・バンクによる金融支配の体制を、当時「金融封建制」と人は呼んでいた¹⁾。

さて、このような経済体制にたいして、この時代の社会主義者・共有主義者はどのような認識をもち、どのような戦術をもってこれに対処していたであろうか。

かれらの多くは、「金融封建制」にたいする認識を同時代人と共有しつつ、それぞれの立場からこの体制を批判し、その改革を唱えていた。小論では、かれらの現実認識のあり方を示すこれらの金融制度改革論の検討を通じてかれらの思想の一面を明らかにしてみたい。

1) 以上、中木康夫『フランス政治史(上)』(未来社)1975年、74—75ページ参照。

I サン・シモン主義者

7月王政期の金融=信用制度にたいするサン・シモン主義者の立場としては、『サン・シモンの学説解説』のなかのバザールの見解〔1829年〕がよく知られている。いわゆる「一般銀行制度」の構想がそれである。¹⁾

バザールは言う。「ところで、産業の頂点に位するものは、今日では銀行家であり、銀行であります。政治的状况を変革することは、それ故、当然、銀行家と銀行とを改善することです。逆に、銀行と銀行家の行う産業上の職分の完成は政治における完成です」。²⁾

この改善策として提唱する「一般銀行制度」案の骨子は、けっきょくつぎのようなものであった。

- 1) 普通銀行を、指導的・統轄的役割をはたすひとつの中央銀行へ集中、一元化すること。
- 2) 産業別の特殊銀行を専門化して、これらをその中央銀行で統轄すること。このことを通じてすべての産業を銀行・銀行家の手によって管理する社会体制を実現すること。

この金融組織がサン・シモン主義の産業体制論のプランと結びついていることは詳説するまでもないが、ここではひとつの論点のみを付加しておく。すなわち、この「一般銀行制度」というのは「金融封建制」を否定し、これに代る新たな資本主義制度をうちたてるというのではなく、むしろ現状を承認したうえでその改善を図って行く、そうした展望のもとで提唱された制度だったということである。³⁾

それにしてもバザールの解説は抽象的にすぎて、これだけではサン・シモン主義者の改善策の具体像をとらえるのは難しい。そこで、この『解説』に先立って表明されていた『生産者』(1825—1826)のなかの、アンファンタンのより具体的な改革案をつぎにみることにしよう。⁴⁾

アンファンタンによれば、産業社会において解決すべき大問題は「流通」問題すなわち生産物の迅速な交換にあるという。このため、究極的手段とし⁵⁾

て「信用」の発展つまり銀行組織の改善が必要とされる。かれはそこで、この改善組織として、割引銀行にあたる「一般貸借銀行」なるものを提案する。この案は、さきのバザールの「一般銀行制度」の内容を実質的に示していて興味深い。

「一般貸借銀行」の目的は、資本の「動産化」すなわち「無為者の手から勤労者の手に資本を移すこと」ならびに勤労者にとって好ましい借入条件をつくり出すことにある⁶⁾という。

この銀行を主軸とした金融機構の概要はこうである。まず無為者は、この銀行に結集している産業の指導者つまり銀行家に、自らの「資本」⁷⁾を引き渡しその対価として持参人払の銀行券を受け取る。つぎにこの一般銀行は、その資本を、生産者と直接結びついた産業部門毎の「基本銀行」の間に配分する。これらの基本銀行は、それぞれ自らの責任において、資本をもっとも必要としている各産業の生産者にこの資本を再配分する。その際、これらの基本銀行は借手の支払能力の保証として、一定の保険料を生産者に請求⁸⁾する。他方、基本銀行は一般貸借銀行にたいして、さきの資本の配分と引き換えに、固有の担保を提供しなくてはならない。

以上、このような機構にあって一般貸借銀行はその頂点に位置し、基本銀行の銀行家たちのアソシエーション〔協同〕⁹⁾の基軸となっている。これにたいして、各産業部門毎に配置されている基本銀行は、生産者に密着し、その信用状態を熟知した特殊・専門銀行としての地位と役割をはたすことになっている¹⁰⁾。

そこで、つぎにこれらの機構のはたらきの面をみておくことにしよう。さきにみた無為者が所有していた資本の分配と再分配は、生産者にたいする基本銀行の手形割引と、これにたいする一般貸借銀行の再割引を通じて行われる。ここで注目される第1の点は、この基本銀行の手形割引に際して低利率の適用と、部分的ではあるが、無利子・無償の融資が想定されていることである。アンファンタンは、割引利子というものは本来、信用業務を強固な借手の範囲に限定しさえすれば、ほとんどゼロないしは管理費をまかなうに足

る水準にまで引き下げることができるものと考えていた。¹¹⁾したがってかれの基本銀行では通常の割引利率を下廻る低利の期限付銀行券が発行されることになっており、さらに100フラン未満の小額手形の割引については無償とされているのである。¹²⁾

第2に注目すべき点は、この銀行組織によって、流過程から貴金属貨幣がほぼ全面的に消失するだろうという指摘がなされていることである。¹³⁾アンファンタンによると貨幣は紙券のかたちをとるときもっとも完成した状態になるという。勤労者の間に信頼が存在すれば信用証券が貨幣にとって代るようになる。こうしてかれによれば、勤労者のアンシアンオンを具体的に示す信用証券によって金属貨幣は自ずと廃止されることになるというのである。もっとも、この事態は流通の完成段階、つまり物々交換、ついで金属貨幣の使用ののちに到達する信用段階に至ってはじめて可能となるのであって、金属貨幣の消滅は、したがって社会進歩の必然的結果だというわけである。¹⁴⁾

以上が「一般貸借銀行」制度の概要であるが、アンファンタンによれば、けっきょくこの制度の「根本的有用性」は、無為徒食の人間の手から勤労者の手へ「資本を移動させ」¹⁵⁾うような信用業務の中枢を形づくることにあり、ということになる。そしてより具体的には、このような目的をもった一般貸借銀行へのフランス銀行の改組をかれは企図していたものと思われる。¹⁶⁾

さて、この他に、より具体的な金融制度改革案として、1830年にペレール兄弟によって発表された「相互保証会社」計画がある。この銀行は手形割引を目的としたもので、その主な内容は以下のようなものであった。

この銀行は500万フランの政府出資を予定しており、主要業務として2名の裏書のあるあらゆる期限付の手形を割引く。割引に際して持参人払の銀行券を発行する。利子は年率3.65%で、この他に0.5%~2%の手数料をとる。理事会は銀行家・代表的商工業者・政府の指名する個人からなる。¹⁷⁾

この計画を、ただちに「一般貸借銀行」の具体化であるとは断定はできないが、さきのアンファンタンの構想の線上にあるひとつの提案とみることは

可能であろう。

ところで、2月革命期を迎える頃には、サン・シモン主義運動そのものはすでに分裂・衰頹しており、アンファンタンのもとにあって若いサン・シモン主義者たちは革命にたいして傍観的態度をとり続けていた。¹⁸⁾そこではむしろ、かつてのサン・シモン主義者あるいはサン・シモン主義の影響を直接・間接にうけた社会主義者の活躍が目立つ。¹⁹⁾

とはいえ、革命期の金融改革問題にかんするサン・シモン主義者の提言がまったく無かったわけではない。いわゆる正統派の運動から離れたオランド・ロドリグが健在だったからである。かれは「共和国人民憲法案」のなかで、労働権を基礎として、社会の成員にたいして「自由の名において、能力に応じた仕事、支払能力に応じた信用」が与えられるべきことを主張し、ここからかれは、「労働と資本との間のアソシアション契約」を一般的基礎として運営される銀行制度の確立を提唱していたのである。²⁰⁾

その具体的提案のひとつが、かれの『銀行の理論』で示されている。それによると、信用の恩恵はまだ社会のすべての階級におよんでいない。とりわけ自宅で働く職人男女のほとんどは信用の利益に与ってはいない。ここからかれは、「貸付金庫」を設立して、これらの家内労働者の労働手段・原材料の購入等の便宜をはかるべきだと主張していたのである。²¹⁾

以上、7月王政下のサン・シモン主義者の信用改革案の現実的意味は、フランス銀行改組を槓杆とした、一般産業のための、低利の商業信用体系の確立を追求したところにあったといえよう。

- 1) *Doctrine de Saint-Simon. Exposition. Première année, 1829. Nouvelle édition, publiée avec introduction et notes par C. Bouglé et Elie Halévy.* Paris, 1924.

この考えの基礎が師サン・シモンによって表明されていたことは知られるところであろう。[H. Saint-Simon. *Du système industriel.* Paris, 1821. (*Œuvres de C.-H. de Saint-Simon.* (édit. anthropos) t. III, p. 47; *Catéchisme des Industriels.* [1^{er} Cahier] Paris 1823. Ibid. t. IV, pp. 28 sqq. 「産業者の政治的教理問答」『世界大思想全集』(河出書房)〔社会・宗教・科学10〕, 1959年, 13ページ以下。; 『世界の名著』(中央公論社)〔続8〕1975年, 316ページ以下。]

- 2) Op. cit., p. 271 「サン・シモンの学説解義」世界大思想全集（前掲書）244ページ。
- 3) この意義についてはさらに、古賀英三郎「フランス資本主義とオート・バンク」『社会学研究』6, 1964年, 74~76ページ参照。
- 4) 『生産者』の論説はアンファンタンのものを含めて、かならずしもサン・シモン主義者の統一的な見解をあらわすものには未だ十分になっていなかったことに留意しておく必要がある。[cf. S. Charl  ty. *Histoire du Saint-Simonisme* (1825—1864). Paris, 1896.   dit. Gonthier, 1965. pp. 27, 31~32]
- 5) *Producteur*, t. IV. 47 sqq. かれは別の論説のなかで、自由競争とか資本の不当な使用によって生み出される過剰生産の解決策として、信用つまり銀行家による社会の組織化を提唱している（*Producteur*, t. III, pp. 395~396.）。この論議は J・B・セーとマルサス・シスモンデイとの販路競争に関連して出されたもので、アンファンタンは、この問題を信用制度の改善によって解決しようと企図していたのである。
- 6) *Producteur*, t. II, p. 112. なお、資本のこうした動産化（mobilisation）以外にもうひとつの手段として、財政を通じた資本の再分配が考えられている。実質的な無償還を意図した国債発行の企てがそれである。ここでは国債発行によって無為者から集められた資金を勤労者に配分することが図られている（*Producteur*, t. III. pp. 233 sq.）。
- 7) 本節注15)参照。
- 8) アンファンタンは別の論稿で、資本の貸付利子が借手の支払能力を保証する保険料と資本所有者の取分とからなっているという経済学者の見解を紹介したうえで、この取分が割引利子率によって規定されていること、そしてこの利子率はゼロにすることができるのとべている（*Producteur*, t. I, p. 565）。したがってここでの保険料とは資本所有者の取分を除いた上記の保険料をさすものであろう。
- 9) *Producteur*, t. II, pp. 23—24 ; pp. 111—112.
- 10) *Producteur*, t. III, pp. 395—396.
- 11) *Producteur*, t. II, p. 32. なお注8)をも参照のこと。
- 12) *Producteur*, t. II, pp. 111—112. なお、ここでは具体的な利子率については言及されていない。これは貸借条件の相違・産業発展・経済変動などにより画一的な割引率を適用したり固定することはできないというかれの立場（*Producteur*, t. II, pp. 121—122.）からして当然と言えよう。
- 13) *Producteur*, t. II, p. 124.
- 14) *Producteur*, t. II p. 19 ; t. IV, pp. 47, 50—51. アンファンタンは、「貨幣はそれが紙券の形態をとるとき完成した状態にある」というのがリカードの原理であって、それは産業活動の手段の完成を示すものでもあるのとべている（*Pro-*

- ducteur*, t. II, p. 118)。
- 15) *Producteur*, t. II, p. 124. ここでアンファンタンがのべている「無為者」(*oisifs*)あるいは「無為徒食の資本家」(*capitalistes oisifs*)というのは具体的には明らかではないが、当時の大土地所有者を指すものと思われる。かれらの地代の鉄道・商工業投資による「不動産の動産化」に対抗するかたちで、かれらの資本〔土地〕を一般生産者のために「動産化」することをこの改革案のなかでアンファンタンは図ったものと思われる。
 - 16) Cf. Henry-René d'Allemagne. *Les Saint Simoniens*, 1827—1837. Paris, 1930. p. 48.
 - 17) Isaac Pereire. *Leçons sur l'industrie et les finances, Prononcées à la Salle de l'Athénée*, par J. Pereire, suivies d'un projet de banque. Paris, 1832. pp. 85—87. これは1830年9月6日の *le Journal du Commerce* にのせられたものである。この改革案が1920年代に、ネオ=サン・シモン主義者によって再び注目されていることは興味深い。[cf. *le Producteur*, t. IV, no. 10, 1921. pp. 26—28.]
 - 18) Charléty. op. cit., p. 237—238. この段階でアンファンタンが関心をもっていたのは鉄道国有化であったことがわかる。銀行改革については、「一般貸借銀行」の構想の再確認と、それが現在まだ萌芽的段階でしかないことの示唆に止まっている (*Euvres de Saint-Simon & d'Enfantin*, Paris. 1865—78. vol. XII, pp. 72—79.)。
- なお、1848年から50年にかけて、デュヴェイリエにより『信用』紙が出されているが、ここではまず租税改革と労働政策が主として問題とされている (Charléty, op. cit., pp. 241—242)。
- 19) 2月革命はある範囲においてはサン・シモン主義のひとつの結実であった、とヴァルクはのべて、48年4月29日のG・バジェスの投資銀行計画のなかにサン・シモン主義者の銀行を読みとっている。[Jean Walch, *Michel Chevalier : économiste saint-simonien*, 1806—1879. Paris, 1975., pp. 59—60, 463, N. B.]。
 - 20) *Projet de constitution populaire pour la Republique française*. [Paris] 1848., pp. 5, 34—35.
 - 21) O. Rodrigues. *Théorie des banques*. [Paris] 1848. pp. 27—28.

II フーリエ主義者

まず、コンシデランとともに『平和的民主主義』紙を発刊し、2月革命期のリュクスンブール委員会に参加したA・トゥスネルについてみよう。かれは、1845年に「金融封建制の歴史」という副題をもつ『時代の王ユダヤ人た

ち』を出版して、7月王政下のオートバンクの支配体制つまり「金融封建制」の批判を行っている。¹⁾

「ユダヤ人がフランスに君臨し統治している」という敘述にはじまるこの著作のなかで、トッスネルは、ロートシルトをはじめとする金融貴族・大企業家がフランスを支配し、国民を食いものにしている現実を明らかにする。かれは言う。今日のフランスには「銀行以外に政府はない。……王も議会も、銀行の法外な要求と気まぐれに役立つために存在しているにすぎない」。また大銀行家の連合体であるフランス銀行は「ジュネーヴとユダヤの資本家たち」のものであり、かれらはバリの手形割引のすべてと、フランスの大部分の手形割引の利益を独占し、貨幣の発行と人びとに高利を課す特権を享受してきたのである、と。²⁾

このようにユダヤ人＝金融貴族のみが高利の特権をもつことによって、その高利によってもたらされる利益はすべてかれらのものとなり、「われわれ」にそれが還元されないという不合理・不正が生み出されているという。そこでかれは、金融制度の即時的改革³⁾として、銀行・運輸独占の国家による全面的取得つまりこれら独占の国有化を主張するのである。そしてかれは言う。

「この一撃により金融封建制はその心臓を射抜かれて失墜するであろう」と。⁴⁾

トッスネルはまた「国家とはわれわれのことであり」それはまた「同じ王国のすべての住民の間のアソシアシオンの高度の形態である」。したがって銀行のこの国有化により金融制度は一般国民のものとなり、この結果、より適正な利率が実現する。かれはこの制度によって社会の富の基本要因たる生産の、金融封建制の抑圧からの解放が達成されるとのべている。⁵⁾

以上、7月王政下の特権的信用制度を民主化して低利の資金を調達し、これによって生産の拡大を計ろうとしていた当時の一般生産者の声をトッスネルの主張のなかにきくことは容易であろう。

ところで、2月革命期のフーリエ主義者のものとしては、この他に、この時期の労働者組合連合の発展に少なからず影響をおよぼしたとみられるF・コワニエの改革案があげられる。⁶⁾

このなかでは、流通・信用とならんで「人間の物質的活動」をかたちづけている生産ならびに消費と結合した、銀行制度が提案されている。その概要はこうである。フランス銀行の改組を通じて、新たに国民議会が指名する専門委員会が直接監督する「国家銀行」の設立をまずここでかれは主張する。この銀行は1/10の正金準備をもって発券業務を行い、その銀行券の貸付に際しては3%の「抑制された利子」が要求される⁹⁾。また、この銀行はすべての市町村に支店をもち、この支店は銀行部門の他に倉庫と商店（市場）部門を併設することになっている¹⁰⁾。これはさきの生産ならびに消費と結びついた信用改革の観点から生み出された提案であって、のちにみるブルードンの庶民銀行に付置される「生産と消費の一般組合」はこの構想を反映したものであろう¹¹⁾。

なお、1851年には、V・コンシデランの「不動産一般組合」組織による信用改革案が出版されている。そこでは、「無為と高利の金属貨幣資本」による農業部門での7~20%にまで達する高利子率に対抗して、相互保証にもとづく信用の組織化が提起されていた¹²⁾。

- 1) Alphonse Toussenel. *Les Juifs, rois de l'époque. Histoire de la féodalité financière*. Paris, 1845,

なお、1846年には Dairnweal. *Histoire édifiante et curieuse de Rothschild, 1^{er} roi des Juifs*. Paris, 1846. が出版されており、この時期には、投機をめぐって経済的反ユダヤ主義が高じて、ロートシルトやペレール兄弟たちが常に批判にさらされていたと言われる。[E. Labrousse (dir.), *Aspects de la crise et de la dépression de l'économie française au milieu du XIX^e siècle*, 1846-1851. Paris, 1956. p. 30.]

- 2) Ibid. 3^e édit. 1886, t. I, p. 7.
- 3) Ibid., pp. 163, 167.
- 4) Ibid., pp. 164-165.
- 5) フーリエ主義者としてのトウスネルは、遂行さるべき唯一の革命は労働権の保証にもとづく勤労者の平和的解放にあると考えている。これによって労働の組織化つまり「すべての産業部門間へのアソシアション原理の導入」が推進され、それはコミューンの組織化をもって完成する、というのである (ibid. t. II, pp. 121-122.)。したがってかれの金融改革はこうした「革命」の第1歩というべきものであろう。

- 6) Ibid., t. II, p. 140. なお、かれは、この国有化によって、パリのフランス銀行を頂点として国全体すなわち各県・郡・市町村段階にその支店網を張り巡らすことができるとのべている (ibid., p. 141.)。
- 7) Ibid., t. II, pp. 133, 142, 248.
- 8) François Coignet. *Socialisme appliqué au crédit, au commerce, à la production, à la consommation*. Paris, 1849. p. 7.
- 9) かれによると「銀行券は何らかの価値をただ貨幣化したものでなければならない」(ibid., p. 11) という。ここにかれの信用論の基礎がある。
- 10) Ibid., p. 12.
- 11) Ibid., p. 16.
- 12) Victor Considerant. *Les quatre crédits ou 60 milliards à 1½* p. 100. Paris, 1851. pp. 28 sq., 45.

もっとも、この著作についてはコンシデラン自身、あまり重視もしていなければ、その効果を期待してもいなかったといわれている [Maurice Dommanget. *Victor Considerant. Sa vie, son oeuvre*. Paris, 1929. p. 41.]。

Ⅲ その他の社会主義者

a) F・ヴィダル

F・ヴィダルはサン・シモン主義とフーリエ主義の影響をはやくから受け、2月革命期にはトゥスネルと協力して『解放された労働』紙を編集し同時にリュクサンブール委員会にも参加した。かれの『信用の組織』(1851)は、理論的な裏付をもった改革案として知られている。この著作の信用改革の基本構想は、2月革命の金融恐慌の時期に発表されており、それは「金融封建制」批判¹⁾にもとづいて提起されていた。以下、ここでは『信用の組織』を中心に検討してみたい。

ヴィダルによると、手形割引率の変動は銀行の虚偽の約束に起因するという。銀行券はその発行に際して正貨による支払を約束しているが、発行額に照応した正貨準備などは実際には存在しないから、真の支払は不可能である。銀行券の真の保証となっているのは、実は割引によって引受けた手形なのである。したがって銀行は、現実にはこれらの保有手形の期間に制約されてその割引率の高さを決定せざるをえない。ここから農工業にたいする長期貸付

などが困難となってくるというのである。³⁾

以上からかれは、実質的な兌換の廃止とこれに代る不換紙幣制度を提案する。かれによると貨幣は本来、交換を媒介する便宜的な手段にすぎない。その点からすると金属は費用がかかり、また量も限られているところから、社会的にみて不完全な貨幣といわねばならない。そこで、金属貨幣と異ってそれ自身価値はもたないが、社会的力をもった一般的支払命令書⁴⁾に相当する「紙幣」を金属の代りに用いるべきだ、とかれは主張する。かれは、猜疑と敵対にもとづく社会では貴金属が貨幣となるが、信頼にもとづく社会では貨幣は真の信用貨幣たる紙幣でなくてはならないとものべている。⁵⁾かれのこのような主張の基底には、必要なのは内在的価値をもった生産物相互の交換であるという考えのあることを付言しておこう。⁷⁾

さて、以上の理論にしたがって、ヴィダルはつぎのような銀行国有化を骨子とする信用制度改革案を提示する。かれの信用組織のなかで、もっとも重要な位置をしめるのが、「流通中央銀行」と呼ばれる国立中央発券銀行である。⁸⁾かれによるとこの銀行は国民の銀行であって政府の銀行ではない。つまりこの銀行は執行権からは独立しており、国民議会に所属するというのである。⁹⁾ともあれ、この中央銀行が基軸となり、これを中心に、それぞれ独立して相互に協力し合う多様な信用機関〔不動産・動産・商工業信用のための割引等の銀行〕が副次的歯車として機能する。¹⁰⁾そしてこれらの機関を通じて提示される不動産ならびに割引手形の価値に対応して、中央銀行は銀行券を発行する。さきにみた立場から、かれのこの銀行券は、基本的には以上の手形の価値に裏付けられていて払戻しがきかない。つまり中央銀行の発券業務はいわば保証発行の場合に限られていて、兌換は行われないのである。

ところで、この制度は、いったいどのような改革上の意義を有するのだろうか。かれによると、まず、この銀行は信用貸を行わないから返済能力にかかわる危険性から免れている。したがって一種の保険料としての利子分は必要がない。第2に、この銀行券は払戻し、つまり兌換がないから、固定すべき資本は不要であり、したがってこれに支払う利子は必要ない。第3に、こ

の銀行は私企業ではないから株主の支配を受けない。したがって適正な利益があれば足り、割引率は最低限度まで引き下げうる。

以上からかれは、本来のいわゆる利子は廃止できると主張し、そのための不可欠の条件こそが、この銀行券＝紙幣の発行であると強調しているのである。¹¹⁾

こうして、ヴィダルの新たな信用組織のねらいは、けっきょくオート・パンクの支配によってその弊害があらわになっていた、私企業による高利の金融体系を変革するところにあったことは明らかであろう。かれはその意図についてこうのべている。「社会主義者は誰からも掠奪などしようとは思わない。かれらは信用の発展による利子率の引下げを望んでいるのだ。……そのため¹²⁾にかれらが適用しようとしている手段こそ信用改革なのである」。

1) François Vidal. *Organisation du crédit personnel et réel, mobilier et immobilier*. Paris, 1851.

2) 『信用の組織』の大部分の萌芽は1848年にすでにみられる。それは、かれが立案し、同年4月末から5月にかけて『官報』に発表された長文の説明書のなかの国立銀行案のかたちで示されている。この続編が『労働により生きよ！』であり、この著作では、信用組織の指揮を国家へ集中すること、信用は貧乏人を富ます手段たるべきこと、紙幣こそ真の社会的・民主的貨幣であること等々が主張されている。『信用の組織』はこれらの論著を受けて発表されたものなのである。

* *Vivre en travaillant ! Projets, voies et moyens de réformes sociales*. Paris, 1848. esp. pp. 79 sq.

3) *Organisation du Crédit*. (op. cit.) pp. 173—174, 204 sq.

4) *Ibid.*, pp. 155, 215.

5) Marc Aucuy. *Les systèmes socialistes d'échange*. Paris, 1907. p. 208.

6) *Vivre en travaillant !* (op. cit.) pp. 82—83.

7) この点でブルードンと共通するものをヴィダルがもっていることについてオーキューイの指摘がある (Aucuy. op.cit., pp. 215—216.)。

8) 「この銀行は厳密に言うとは貸付銀行ではない。むしろそれは造幣局・新しい貨幣、安上りで完全な貨幣、紙幣の工場である。」(*Organisation du crédit*. (op. cit.) p. 322)。

9) *Organisation du Crédit* (op. cit.) pp. 131, 328.

10) このような組織は、一般銀行を頂点として、このもとに専門銀行群を配置したサ

ン・シモン主義者の金融体系をほうふつとさせる。貨幣論についても同様、アン・ファンタンのそれを連想させる。ちなみに『信用の組織』の冒頭でヴィダルは、サン・シモン主義者の、いわゆる危機の時代と組織の時代の交代をめぐる説明をとり入れた主張を展開している (ibid., p. 2)。

11) Ibid., p. 209.

12) Ibid., p. 210.

b) P.-J. ブルードン

2月革命期の金融改革の世論を背景として、ブルードンはかれの相互主義を戦略目標としつつ金融制度の改革を企図する。かれは金融封建制すなわち「金の王制」の指標を高利にもとめ、こうした利子を生む原因となっている貨幣の「特権」を廃棄するため、「信用と流通の組織化」つまり低利・無償の商業信用機構を考案する。これがかれの「交換銀行」の構想である。これはのちに「庶民銀行」として具体化される¹⁾。この構想の内容を知るために、ここではこれらの銀行の定款の主な内容をみておくことにしよう。

まず「交換銀行計画」に示されている定款について²⁾。

この銀行は資本金をもたず(第4条)手形割引には2署名が必要で、期限の種類は問わない。割引率は、とりあえず年率1%とする(第23条)。銀行券(交換券)には20, 100, 500, 1000 フランの額面がある(第16条³⁾)。この銀行券は以下の場合に発行される。売買され引渡し済み、ないしは近く引渡される予定の生産物の価格を表示する証券を割引くとき(第24条)。この他、動産信用ならびに不動産信用供与に際して⁴⁾。

さて、「交換銀行」は国家機能の一端を担う組織ではない、とブルードンは明言している⁵⁾。だがこの銀行は国家をまったく排除しているわけではない。定款にしめされている国家の役割をみればそれは明らかである。すなわち、

- 1) 交換銀行は「国家」から独立してはいるが、国家の監督下にある(第54条)。
- 2) 国家も市民と同じく社員になりうる。ただし管理的地位につくことはできない(第55条)。
- 3) 銀行は国家が必要とするならば、20年償還・無利子の条件で国家に貸付を行うことができる(第57条)。ただしそれは交換券をすべ

ての公共金庫で国家が受け取る場合の代償としてなされる(第56条)。4) 国家は銀行の名誉創設者ではあるが、理事会の構成分子たりえない(第60条)。5) 法務大臣によって代表される国家は監査委員会の議長となる(第70条)。

このような「交換銀行」における国家の地位と役割を理解するには、この計画が発表された1848年5月15日時点の政治的背景を考慮しておく必要があろう。つまり、これらの条項から、この段階ではまだ新政府にたいするそれなりの期待をブルドンが抱いていたことが十分に推測されるからである。だが周知の6月事件とその後の事態からやはりかれの戦術的態度は変化したのであろう。49年1月に実際に設立をみた「庶民銀行」の定款からは国家という字句はほとんど消失するに至っている。

そこでその「庶民銀行」の定款をつぎにみることにしよう。⁶⁾ここではいまのべた国家に関連した条項が消失したほか、いくつかの変化がみられる。交換銀行計画と相違する点を以下あげてみよう。

1) この銀行は当時の法律の規制をうけ、500万フランの資本金をもつことになっている。(第10条)。2) 銀行券は払込み資本金(正貨)を準備としてもつ(第19条)。3) 銀行券の額面は5, 10, 20, 50, 100フランの5種類(第17条)。4) 銀行券は最初はおっぱら社員にたいしては現金引換えに、また一般消費者にたいしても正貨と引換えに発行される。また手形割引の場合には優良な商業証券にたいしてのみ発行される(第24, 31条)。5) 手数料を含む利子は年率2%で銀行の発展につれてこの割引率は引下げが予定されている。ただしいかなる場合でも手数料は1/4%以下には設定されない(第35条)。

6) その他の銀行業務にかんして。預金、支払い、取立て、保険金、財政サービス、退職金の取扱い等、通常の銀行業務を行う(第15条)。

さて、ここで特記すべきことがらとして、この庶民銀行には特殊部門として「生産と消費の一般組合」が付設されることになっている点があげられよう(第52条)。この組合の主目的は、銀行券(流通券)の利用と対人信用を促進し、同時に非社員の便宜をはかることにあった。たとえば勤労社員にたいしては、流通券にかかわる必要なサービスを提供することになっており、

したがって取引そのものにかかわる細かい多様な手続は銀行に持ち込まれる以前にこの組合を通じて処理され、しかもその取引の保証はこの組合自身が行うことになっていた。留意すべき点は、銀行そのものがこの事業からは独立しているということである。このことは以下のフリーエ主義者との協力関係のあり方を示唆していて興味深い。(B. d. P. pp. 273—274, 294—301)。

庶民銀行の組織委員会にはリュクサンブール委員会に関係した社会主義者が参加していた。したがってこの組合にはこれらの社会主義者とりわけフリーエ主義者の意向が反映されていたものと思われる。この組合の支配人に当時フリーエ主義者になっていたジュール・ルシュヴァリエが予定されていたことがそれを物語る。フリーエ主義者たちは、当時、政府の補助をうけて簇生していた労働者組合の連合の手段にこの庶民銀行を利用しようとしたのであろう。他方ブルードンの側も庶民銀行を成功させるために、こうした組合との結びつきを有利とみてルシュヴァリエたちの提案を受け入れたものと思われる。

以上のように、実際に設立をみた庶民銀行には資本金をはじめとして、フリーエ主義者との協力等、現実との妥協が多くみられることが注目される。

さて、ブルードンの交換銀行ないし庶民銀行の主なねらいは、無償の手形割引と銀行券の発行によって生産物・用役の交換を行い、このことを通じて貨幣を流通から排除しようとしたところにある。これによって「金の王制」に代る「商業的共和制」つまり「貨幣の特権」と高利の廃止をブルードンは達成しようとしたのである。

すでに明らかなように、ブルードンのこのような構想には、これまでにみたアンファンタンをはじめとする種々の改革案と共通する点がいくつかみられる。たとえば手形割引における低利の実現、金属貨幣の廃止などがそれである。そしてこのブルードンの主張が実はオート・バンクの高利の支配体制下で呻吟していた一般生産者、とりわけ手工業者の願望を反映したものであることは想像に難くない。

- 1) プルードンの信用改革については、拙稿「プルードンの交換銀行論」[『経済研究』(一橋大経済研究所)] 第28巻第4号、1977年10月参照。
- 2) Banque d'Echange (*Œuvres complètes*, Tome VI, (Lacroix,) Paris, 1868) pp. 185 sqq. 以後、B. d. E. と略記する。また同巻所収の引用論文ならびに同全集第18巻 *Mélanges II* の本稿での略記号〔カッコ内〕をつぎに示す。
 Organisation du crédit et de la circulation. (Org.)
 Banque du peuple. (B. d. P.)
 Mélanges II. (Mél. II)
- 3) 「貨幣の廃棄により金・銀はふたたび単なる商品になり、台所に送られて、せいぜい25フラン以下の端銭としてしか役立たなくなる」(Org. p. 121), というわけで20フラン以下は現金が用いられるようである。
- 4) 定款に同意する者はすべて社員となれるが(第1条)、この社員の商品の品質等の条件に応じてその生産費の $\frac{1}{8}$, $\frac{2}{8}$, $\frac{3}{8}$, $\frac{4}{8}$ をもって銀行は社員から商品を購入し、特権委託行為(民法第1932条)により、これをその社員に委託販売させることができる(動産信用供与: 第31条)。同様に、不動産をその価値の $\frac{1}{4}$ で購入し、これをその所有者に期限付で供託することができる(不動産信用供与: 第42~46条)。また、2名以上の社員の保証により無担保貸付を行うことができる(対人信用供与: 第37, 38条)。
- 5) B. d. E. p. 221.
- 6) B. d. P. pp. 259 sq.
- 7) なお、フーリエ主義者は当時、社会経済問題の平和的即時解決を唱えて、社会主義各派の糾合を呼びかけており、プルードンの名もその結集計画のなかにみられる [M. Dommangeat. *Victor Considerant* (op. cit.) p. 38]
 なお、このフーリエ主義者とプルードンとは庶民銀行の清算声明をめぐって決裂する。[cf. Mél. II, pp. 96-100]
- 8) プルードンは自らの銀行の原理的欠陥を補う目的でこの組合を考えたのだというオーギュイの見解がある。[Aucuy. op. cit. pp. 174 sq.]

c) L・ブラン

ルイ・ブランにとって「信用」なるものは本来、勤労者に労働手段を供給するために存在すべきであった。しかし今日では、それはまったく別な手段と化しているという。周知の『労働の組織』のなかでかれは以下のように主張している。銀行は富める者だけに貸して、貧乏人には貸そうともしない。銀行は富者を一層富ましめ、強者を一層強くさせる呆れるべき手段しか知っ

てはいない。そこには相変らずの独占と圧制が存在している。したがってこうした現実の銀行は廃棄されるべきである。²⁾そして信用はかれの「社会工場」を強化するために役立てねばならないというのである。³⁾

こうしてブランは国家によって監督される特殊な信用機関の創設を提案している。かれによると、この機関が大衆に信用を与えて労働手段の占有を漸次かれらに可能にさせ、この結果さまざまな生産部門に繁栄がもたらされるであろうという。⁴⁾

かれはこの後、2月革命期の段階でフランス銀行の国有化を唱えるに至る。⁵⁾だが、かれの銀行国有化案も、他の産業の国有化のそれと同様、たんなる暗示にとどまっている。つまりそれは具体的な手だてを欠いた原則のみの提示に終わっているのである。⁶⁾

- 1) ブランはこの見解を以下の論文^{*}で証明にしているという。この史料は実見できなかった。

* Question des Banques. *Revue du progrès*. 1^{er} décembre 1839.

- 2) Louis Blanc. *Organisation du travail*. 5^e édit. Paris, 1848. p. 114 sqq.
 3) Ibid., p. 114. なおブランは、社会工場が十分な機能を発揮するようになれば信用は不要になると考えていた [A. Jouannet. *Les théories sociales de Louis Blanc*. Dijon, 1902. p. 137.].
 4) P. Verlinde. *L'oeuvre économique de Louis Blanc*. Bourbourg, 1940. p. 121.
 5) ブランは1848年3月15日に国立銀行の設立を提案している (Aucuy. op. cit. p. 131)。これは最終的には、かれが編集した月刊誌『新世界』1849年9月に掲載された法令案の第2項に明記されている。なおこの案にたいするブルードンの論評が『革命家の告白』のなかにみられる [P.-J. Proudhon. *Les confessions d'un révolutionnaire*, (Œuvres complètes. M. Rivière, Paris, 1929. pp. 257 sqq.)].
 6) Verlinde op. cit., p. 147.

d) A・エスキロ, A・バルベ

1850年から51年にかけてモンタニャール派の議員となるエスキロは、一種の神秘的な社会主義の立場から2月革命期の信用改革問題について語ってい

る。

かれは言う。1848年の革命によって、プロレタリアートは解放されはしなかった。金持を貧しくすることなく貧乏人を金持にするには、あらゆる生産を増大させねばならないのだが、この生産の増加・人間活動の発展にとって第1の障害となっているのが貨幣の稀少さ、すなわち資本の乏しさである。金持が主張するように、もし貨幣が勤労の原動力だというのなら、貨幣をフランスから一掃するか、信用を拡大するしかない。だが、これまでのところ信用は金持のためにのみ存在しているにすぎない。48年の革命によって提起された経済問題は、この信用を貧乏人・農工業階級のところにまで引き降すことにある。¹⁾ いわゆる労働権は、信用制度と結びつかない限り、憲法上の新たな作りごとに墮してしま²⁾う。

このように判断して、かれは土地信用金庫と、その補完としての労働者貸付金庫制度を提案する。

この制度にあっては、土地と労働を担保として国家が「不動産券」と「労働券」を発行することにより金融が行われる。かれによると土地は言うに及ばず、労働もまた強固かつ不変に実在しているから、労働券はしたがって実在的・生産的価値を表しているという。だからそれは紙券などではけっしてない。同じく不動産券もアッシニア紙幣などとはもちろん異なる。したがってそれらを仕事券とか土地券と呼んでもよい。³⁾ 以上がエスキロの提言である。

この他R・ラムネーの影響のもとで社会問題を研究し、48年にはラムネーとともに『立憲人民』紙を発刊した、A・バルベによって「市町村銀行」計画が提唱されている。これは国の監督指揮のもとにこの銀行を通じて勤労者への融資を計ろうというものであ⁴⁾った。

1) Alphonse Esquiros. *Le droit au travail. De son organisation par la réforme des institutions de crédit*. [Paris] 1849. pp. 17—21, 27—28.

2) Ibid., p. 26. エスキロは労働手段の所有を求める「労働権」には批判的である。かれの労働権は土地も資本の所有も意味しない。かれがこの権利のなかに求めるのは「物理的自由・人間道徳・自己という財産の保護」なのである (Ibid., p. 27)。

- 3) Ibid., pp. 32—37.
4) Robert Lamennais et Auguste Barbet, *Projet de constitution du crédit social*. Paris, 1848. pp. 8 sqq.

なお、エスキロとともにラムネーとバルベを「社会主義者」として扱うことには異論もありうる。とりわけラムネーはこの段階では精神主義的民主主義者ないしは共和主義者と規定すべきなのかも知れない。ここではいちおう労働者階級の立場に近いところで提言しているという意味で「社会主義者たち」のなかに含めたのである。

Ⅳ 共有主義者

1846年段階で、共有主義者デザミは、革命とか暴力に訴えることなく社会を現実の悪と苦しみから福祉に満ちた理想状態へと、しだいに改良して行く可能性を、信用制度の改革にもとめている。しかもかれは、この改革によって「時代の王たるユダヤ人たちは深刻な打撃を受け、「ロートシルトが年間1億も稼ぐような事態は、もはや見受けられなくなるだろう」とのべ¹⁾ている。

デザミはまず、現在の銀行組織の主要な欠陥は「銀行がより多くの助けを必要とする生産者大衆をその聖堂から、まったく排除し、そうした要求につねに反比例して、少数の選良にたいし、しばしば高利の条件で信用の恩恵を施していることだ²⁾」と指摘する。

このような判断にもとづいてかれは、現行の制度に代る「信用と連帯の制度」すなわち土地銀行・農工銀行・労働銀行、その補助機関としての倉庫・百貨店および保険基金等からなる新たな信用体系を提案しているのである。

まず土地銀行について³⁾。資本金は、現金および領土についての不動産手形による国家の出資ならびに株式と債券の発行によりまかなう資金からなる。業務の対象は農業。この銀行は土地の価値に見合った、譲渡可能な不動産証書を発行する。これにより、すべての土地所有者は自らの土地を動産化できるという。

農工銀行について⁴⁾。資本金は国家資金と株式発行にもとづく。農業と工業の動産信用を扱い、商工業の中心地に配置される。この銀行は、預託された

生産物を担保として現金または銀行券（期限付約束手形）による前貸〔生産物価値の劣⁵⁾〕を行う。このための附属施設として倉庫と常設の百貨店をもつ。

労働銀行について。資本金は、同様に国家資金と株式発行にもとづく。プロレタリアートつまり「自分の腕だけしか持たない者」の労働原材料・工具または器具・衣食住の一般費用にかかわる信用をこの銀行は扱い、道具および器具の現物貸与の他、個人にたいする信用供与の際に「労働抵当証書」という名称をもった証券を発行する。この証書は一種の信託証券とみなされ、これによって各人は、原材料・道具・器具を購入できる。なお証券は発行日から6ヶ月間有効とされ、返済は利子を含めて、現金または生産物によってなされる。生産物の場合、銀行はそれらをさきの百貨店等で販売して、自らの手で前貸を回収する。また、以上の制度が保証されるために保険基金が創設されることになっている。以上が共有主義の理論家、デザミの見解である。

1) Théodore Dézamy. *Organisation de la liberté et du bien-être universel*. [Paris] 1846. pp. ix-x.

2) Ibid., pp. 28-29.

3) Ibid., pp. 40 sqq.

4) Ibid., pp. 58 sqq.

5) Ibid., pp. 66 sqq.

さてこれまでの概観から、7月王政の社会・経済にたいして批判的立場をとっていた社会主義各派が、その左右を問わず共通に問題にしていた点が判明する。その第1は、「金融封建制」のもとでの高金利体系にたいする批判であり、第2が、金融組織とりわけ商業信用機構を大衆化しようという要求である。

各派とも以上の点をひとつの当面の課題としつつ、各々の最終的戦略目標を追求していたのである。したがって問題解決の具体策は、これらの目標とのかかわりもあって自ずと異らざるをえなかったことは言うまでもない。銀行家のアソシアションにもとづく信用体系の再編に期待するサン・シモン主

義者、銀行国有化に決着をもとめるフーリエ主義者、貨幣そのものの廃棄によって問題の解決をはかろうとしたブルードン等々。

だが、このように解決策は多種多様ではあっても、問題とする点は、上記のとおり驚くほど一致していたのである。この時期、とりわけ2月革命期にあって、この共通点は社会経済問題にかんする、当時の人びとの一般的な意識内容を同時に示していたように思われる¹⁾。つまり上記の2点はこれら社会主義者を含めて、この時期の経済問題にかんする、いわゆる共同意識の主要内容を形成していたものと考えられる。既述の社会主義各派は、このような共同意識に訴えることによって各々の戦略目標の実現に努めていたのであろう。

- 1) 社会主義者以外の一般の同じような信用問題にかんする見方、ならびに2月革命の臨時政府の信用改革案については下記の論文を参照されたい。辻山昭三「制限選挙王政の時期におけるフランス銀行の性格」『史学雑誌』第69編、第1号、1960年。